

第2期 江差町
子ども・子育て支援事業計画

～町の宝である子どもたちのために～

令和2年度～令和6年度

江 差 町

＜もくじ＞

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 江差町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 江差町の子ども・子育てにかかわる概況	5
2 教育・保育施設等の状況	9
3 子ども・子育てニーズ調査・生活実態調査の概要	10
第3章 計画策定の基本的な考え方	16
1 計画の基本的な方向	16
2 計画の体系	18
第4章 施策の展開	19
基本目標1 のびのび子育て	19
基本目標2 すこやか子育て	20
基本目標3 あんしん子育て	21
基本目標4 みんなで子育て	22
基本目標5 つながる子育て	23
基本目標6 はばたく子育て	24
第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策	25
1 子ども・子育て支援事業計画について	25
2 教育・保育提供区域	27
3 幼児教育・保育の無償化	28
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策	28
第6章 計画の推進	32
1 計画の推進体制	32
2 進捗状況の管理	32
3 子ども・子育て会議	33
資料編 令和2年度の江差町の取組	34
1 のびのび子育ての取組（基本目標1）	34
2 すこやか子育ての取組（基本目標2）	36
3 あんしん子育ての取組（基本目標3）	40
4 みんなで子育ての取組（基本目標4）	41
5 つながる子育ての取組（基本目標5）	45
6 はばたく子育ての取組（基本目標6）	48
参考資料	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

国では、急速な少子化の進行を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業事業主が行動計画を策定することを通じ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

これを受け本町では、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を計画期間とする「江差町次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、地域における子育て支援、母子の健康及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに取り組んできました。また、平成22年度から26年度までの5か年の後期計画は、前期計画を踏まえつつも必要な見直しを行い、仕事と生活の調和の実現や地域特性の視点などを取り入れてきました。

平成24年8月、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子ども・子育て関連3法

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成27年3月に策定した「江差町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」とします）」は、子ども・子育て支援の取組を一層促進するためのものです。この計画では、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容やその時期を定めることで、保育・教育事業に対する町民のニーズに応えていくための体制づくりを進めてきました。

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（女性就業率8割を目指したM字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、体罰や児童虐待防止の強化、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「江差町子ども・子育て会議」で意見を聴取して策定していきます。

策定に当たっては、国の動向や町の現状を踏まえるとともに、これまでの町の取組との継続性を保ち、一体的に進めるために、上位計画である総合計画や福祉計画などと調和を図るものとします。特に、障がい児支援の整備にあたっては、江差町障がい福祉計画・江差町障がい児福祉計画との連携を図ります。

(2) 関連計画との関係

この計画は、第6次江差町総合計画（2020年～2029年）の部門別計画であり、本町の関連する障がい福祉計画などの諸計画との整合性を保ちながら策定していきます。また、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、その一方で次世代育成支援対策推進法が10年延長（令和7年3月31日まで）され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されたことに伴い、当該計画は次世代育成支援対策行動計画の後継としても位置づけられています。

【子ども子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、年度ごとに点検・評価をしていきます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
江差町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					江差町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					
点検 評価 点検 評価 点検 評価 点検 評価 第2期 計画策定					点検 評価 点検 評価 点検 評価 点検 評価 第3期 計画策定					

4 計画の策定体制

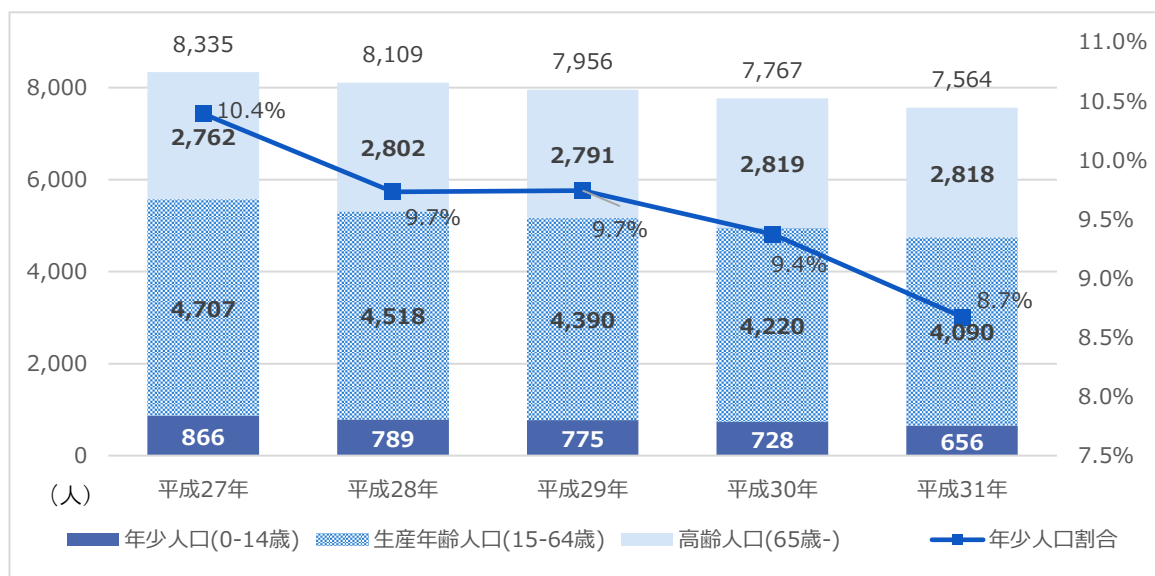
この計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「江差町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、江差町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を策定する機関として位置づけられます。

第2章 江差町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 江差町の子ども・子育てにかかわる概況

(1) 年齢3区分人口、年少人口割合の推移

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在の人口は7,564人となっています。また、0-14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。



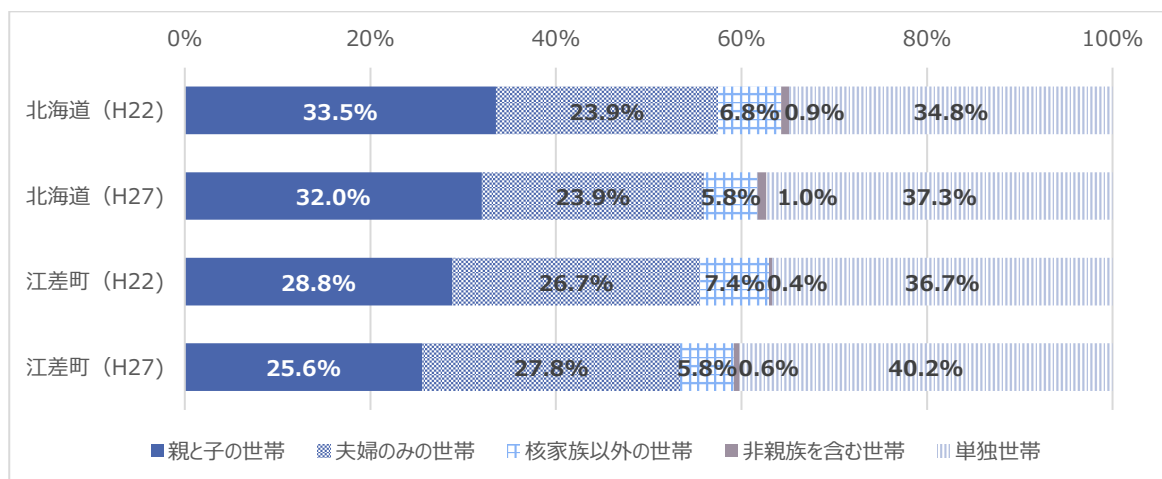
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●総人口に占める年齢3区分別人口の割合

①年少人口：0～14歳人口、②生産年齢人口：15～64歳人口、③高齢人口：65歳以上人口

(2) 家族類型の推移

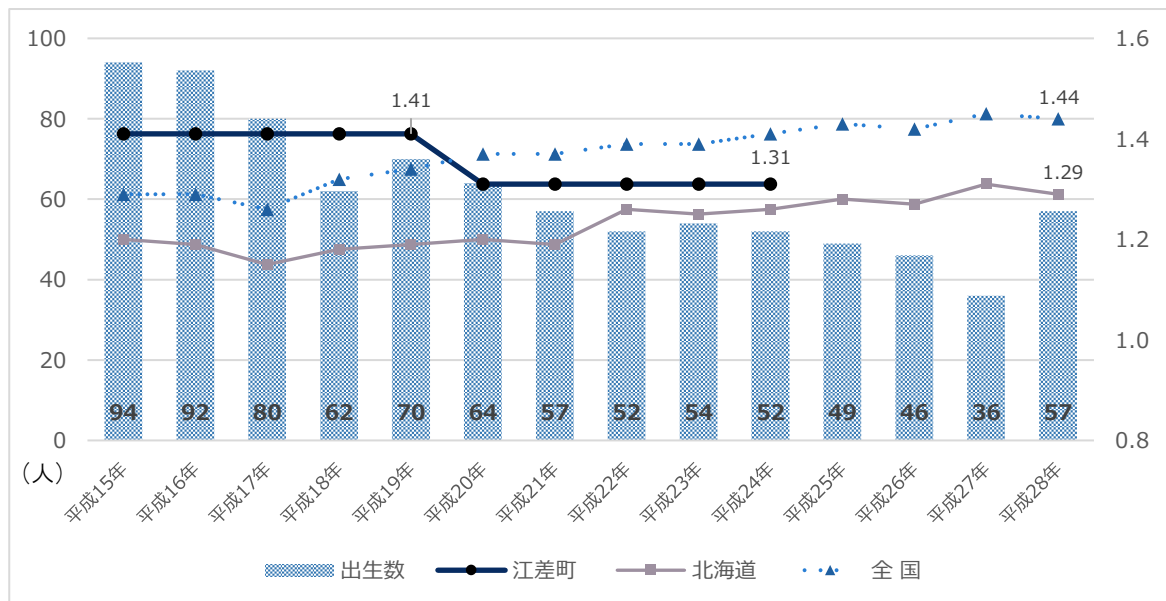
本町の家族類型の推移をみると、親と子からなる世帯の割合が減少し、単独世帯割合が増加しています。北海道も同様の傾向で推移していますが、本町はより顕著な割合となっています。



資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率

本町の出生数をみると、減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率は平成24年時点で1.31となっており、北海道の中では全国に近い水準となっています。



資料：人口動態調査 ※江差町の合計特殊出生率は5年毎の数値

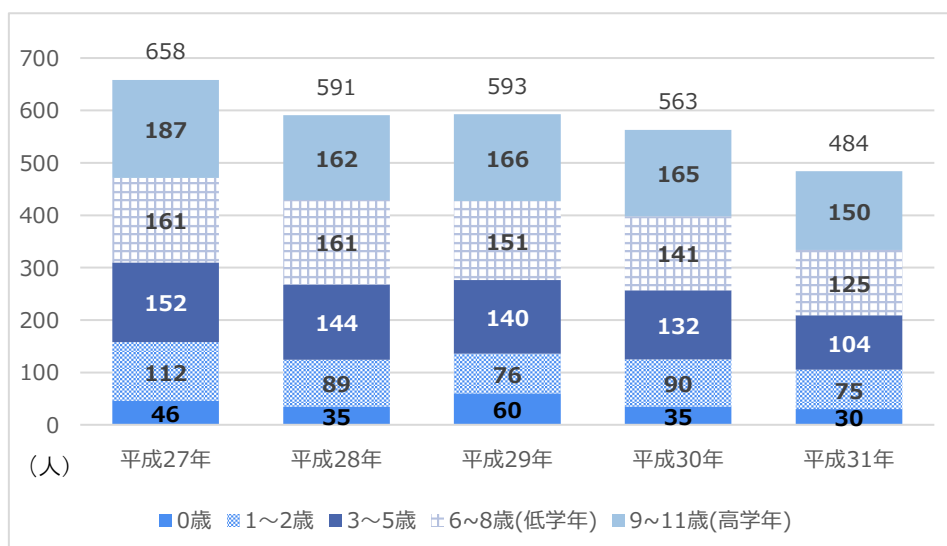
●合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）

その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当。

(4) 児童数の推移

本町の小学生以下の子どもの人口は、減少傾向にあり、平成 27 年には 658 人だった小学生以下の子ども人口が、平成 31 年には 484 人となっています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	46	35	60	35	30
1 歳	49	41	36	59	26
2 歳	63	48	40	31	49
3 歳	42	56	46	36	28
4 歳	56	38	52	48	32
5 歳	54	50	42	48	44
6 歳	50	48	53	42	41
7 歳	61	50	47	52	38
8 歳	50	63	51	47	46
9 歳	67	49	64	50	45
10 歳	61	55	49	64	46
11 歳	59	58	53	51	59
合計	658	591	593	563	484



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

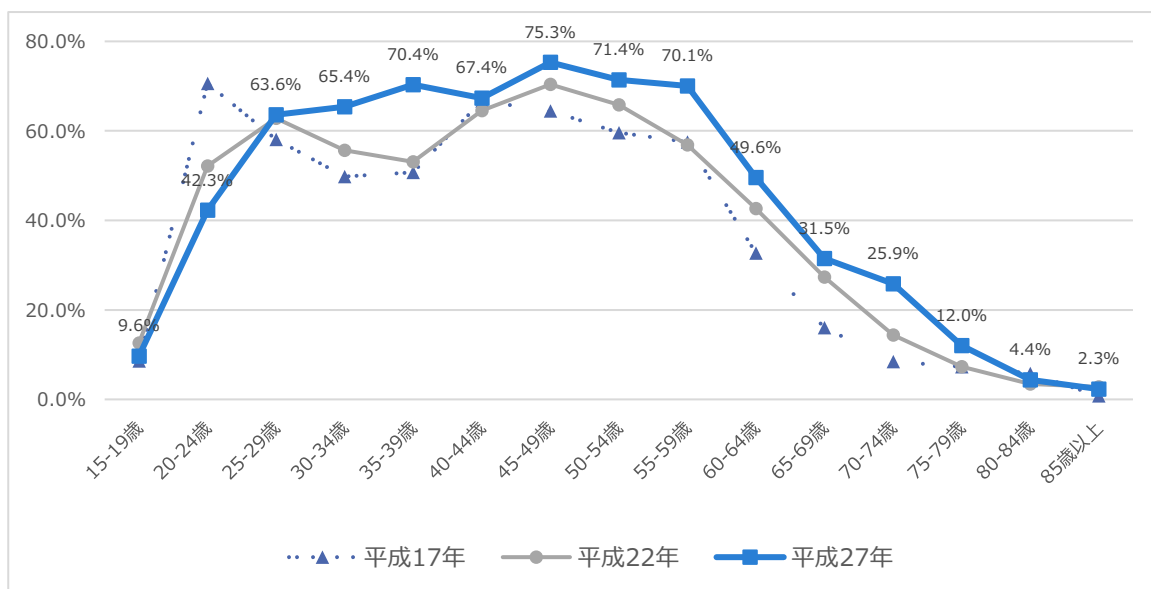
(5) 女性就業率

本町の女性就業率の推移をみると、増加傾向となっています。全国や北海道と比較すると、やや低い割合となっています。

	全国	北海道	江差町
平成 17 年	45. 5%	42. 8%	38. 3%
平成 22 年	44. 7%	44. 8%	37. 6%
平成 27 年	45. 4%	45. 0%	40. 8%

資料：国勢調査

本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、平成 17 年では 20 代～30 代の就業率が低く、はっきりとしたM字カーブを描いているのに対し、平成 27 年では就業率の上昇により曲線がゆるやかになっています。その他の多くの年代においても、全体的に就業率の上昇が見られます。



資料：国勢調査

2 教育・保育施設等の状況

本町の教育・保育施設等の利用状況をみると、平成27年から平成31年にかけて、保育所入園者数はほぼ横ばい、幼稚園入園者数は微減傾向となっています。また、本町の児童人口からそれぞれの利用率をみると、保育所利用率は13.5ポイントの増加傾向、幼稚園利用率は平成30年まで約40%で横ばいとなっていました。平成31年には前年より2.9ポイント減少しました。

■教育・保育施設等の利用状況

(人口・利用数：人)

認定	年齢	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数	
			保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園
			(140)	(175)		(140)	(145)		(140)	(95)		(140)	(95)		(140)	(95)
3号	0歳	46	1	-	35	1	-	60	4	-	35	3	-	30	6	-
	1歳	49	14	-	41	8	-	36	10	-	59	20	-	26	9	-
	2歳	63	25	-	48	18	-	40	16	-	31	14	-	52	29	-
	小計	158	40	0	124	27	0	136	30	0	125	37	0	108	44	0
1号・2号	3歳	42	18	17	56	26	16	46	22	13	36	17	11	28	14	10
	4歳	56	27	20	38	17	20	52	23	20	48	23	18	33	18	10
	5歳	54	23	20	50	28	22	42	18	23	48	23	23	45	25	18
	小計	152	68	57	144	71	58	140	63	56	132	63	52	106	57	38
計		310	108	57	268	98	58	276	93	56	257	100	52	214	101	38
0～2歳利用率			25.3%	-		21.8%	-		22.1%	-		29.6%	-		40.7%	-
3～5歳利用率			44.7%	37.5%		49.3%	40.3%		45.0%	40.0%		47.7%	39.4%		53.8%	35.8%
0～5歳利用率			34.8%	18.4%		36.6%	21.6%		33.7%	20.3%		38.9%	20.2%		47.2%	17.8%

※ 人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

※ 保育所・町立幼稚園の利用数は各年の4月1日現在、私立幼稚園の利用数は5月1日現在

※ 幼稚園利用数は、町立と私立の合計

※ 認定について

【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※ ()で示している数値は、定員数

3 子ども・子育てニーズ調査・生活実態調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度より始まる「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎データを得るために、特定教育・保育施設の利用者の意向や、町内の子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案していく必要があることから、そのニーズ調査としてアンケート調査を改めて実施して、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、それらを取りまとめた報告書を作成し、支援事業計画の基礎資料することを目的として実施したものです。

(2) 調査期間

平成30年12月11日 ～ 平成31年1月25日

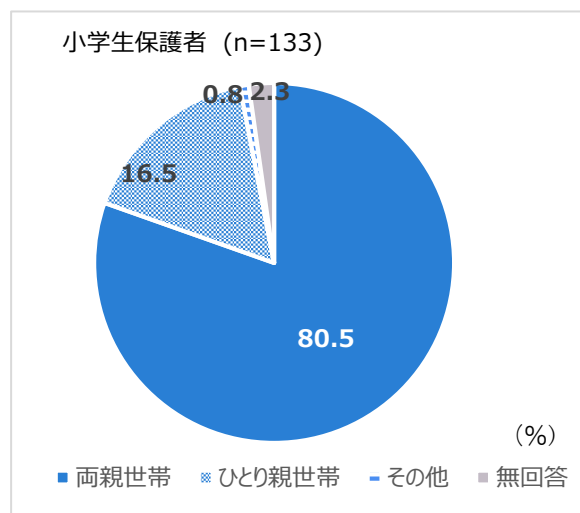
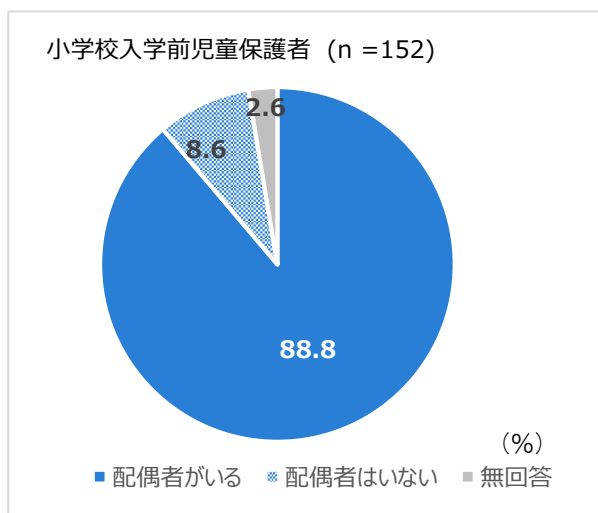
(3) 調査の方法と回収状況

調査対象者	配布数	回収数（率）	調査方法
小学校入学前児童保護者	203	152（74.9%）	郵送及び各幼稚園・保育所による配布、回収調査
小学生保護者	157	133（84.7%）	各学校による配布、回収調査
計	360	285（79.2%）	

(4) 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

①子どもと家族の状況について

- ・配偶関係についてお答えください。（小学校入学前児童保護者）
- ・同居の状況についてお答えください。（小学生保護者）

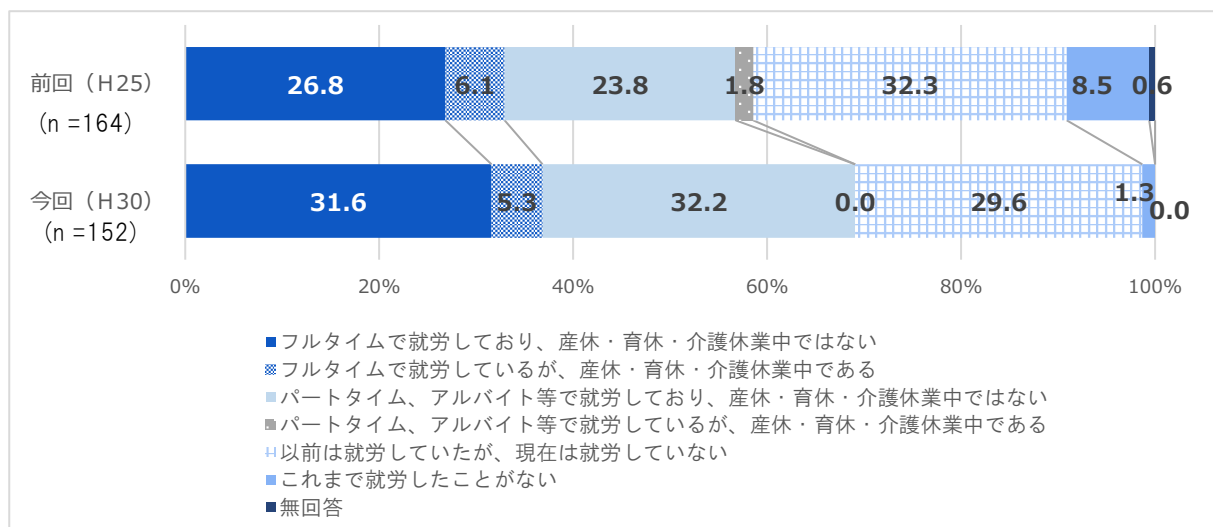


本調査においては、小学校入学前児童保護者の世帯類型について、「配偶者はいない」と回答した母親が8.6%（父親が0.0%）いることから、8.6%がひとり親家庭であることがうかがわれました。

また、小学生児童保護者の世帯類型について、「母親のみ同居（ひとり親世帯）」または「父親のみ同居（ひとり親世帯）」と回答した世帯の合計16.5%がひとり親家庭であることがうかがわれました。

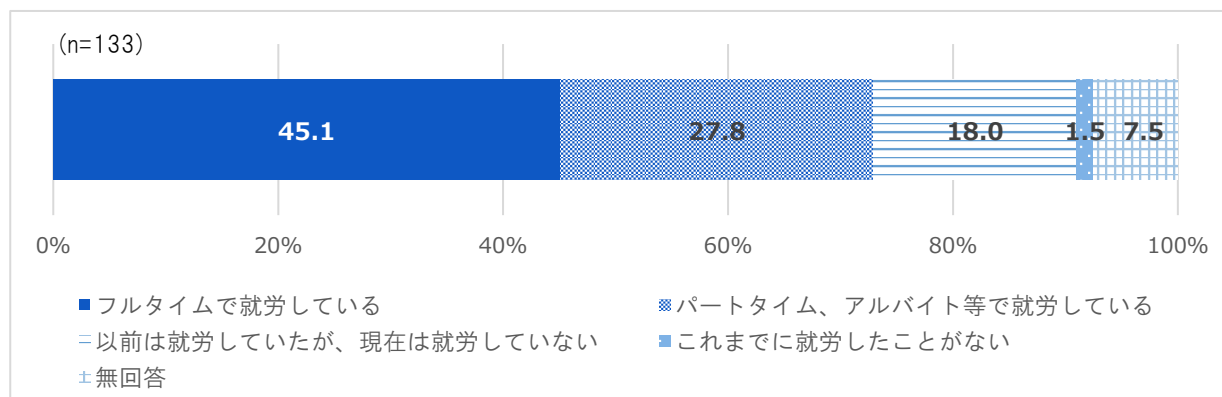
②保護者の就労状況について

・母親の現在の就労状況を伺います。(小学校入学前児童保護者)



小学校入学前児童保護者の就労状況について、前回調査（H25）では、産休等休業中を含めフルタイム・パートタイムいずれか「就労している」の合計が 58.5%、「就労していない」の合計が 40.8%に対し、今回調査では、フルタイム就労者、パートタイム・アルバイト就労者いずれも増加し、「就労している」の合計が 69.1%、「就労していない」の合計が 30.9%となっていました。全体として、母親の就労は大きく増加しています。

・母親の現在の就労状況を伺います。(小学生保護者)

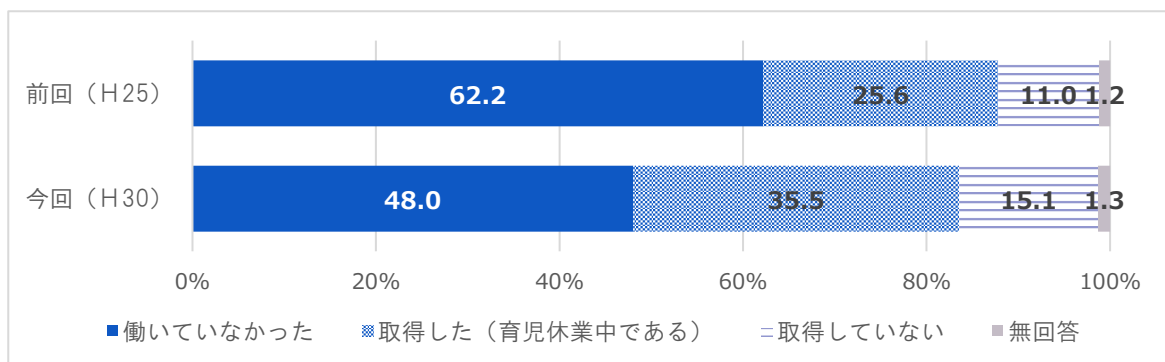


小学生児童保護者の就労状況について、「フルタイムで就労している」が 45.1%と最も多く、ついで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が 27.8%となっています。「就労している」の合計は 72.9%となり、小学校入学前児童保護者よりも就労している割合が高くなっていました。

③育児休業について（小学校入学前児童保護者のみ）

・母親について、お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。

		今回（H30）		前回（H25）	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
1	働いていなかった	73	48.0	102	62.2
2	取得した（育児休業中である）	54	35.5	42	25.6
3	取得していない	23	15.1	18	11.0
	無回答	2	1.3	2	1.2
	全体	152	100.0	164	100.0

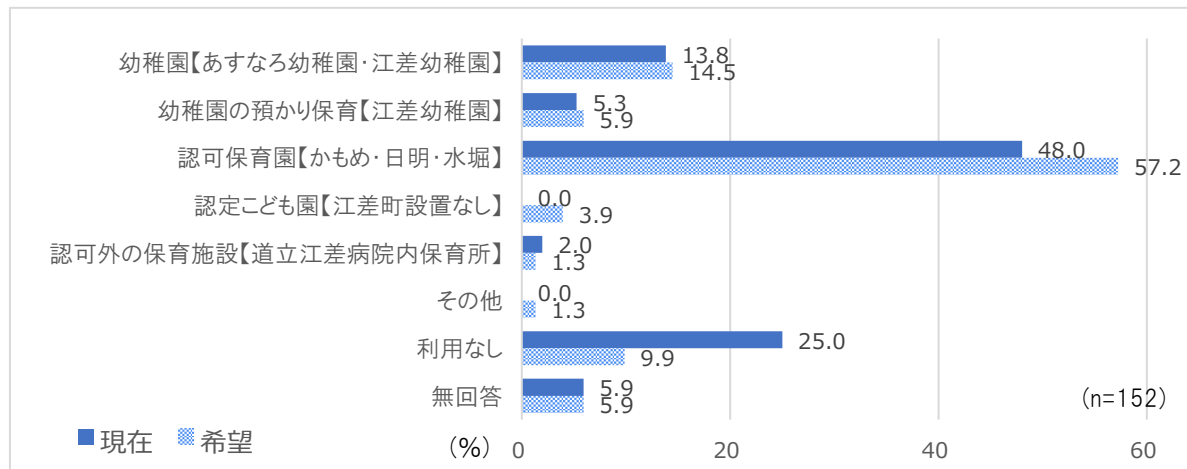


小学校入学前児童保護者の育児休業の取得状況について、前回調査（H25）では、「取得した（育休中）」が25.6%であるのに対し、今回調査（H30）では35.5%に増加しています。母親の就労状況にともない「働いていなかった」も減少していました。

④幼稚園・保育所などの利用状況と希望（小学校入学前児童保護者のみ）

・【現在】 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。

・【希望】 今後、3歳児以降の保育料無償化（条件あり）となった場合、どの事業を利用したいですか。

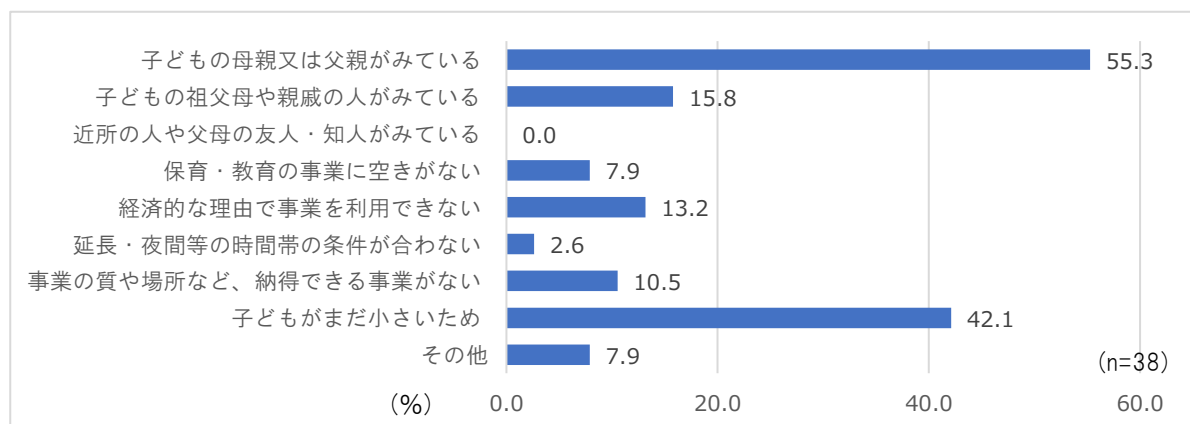


・現在、教育・保育の事業を利用していない人の無償化時の希望

		人数（人）	割合（％）
1	幼稚園	3	7.9%
2	認可保育所	16	42.1%
3	認定こども園	3	7.9%
4	その他	1	2.6%
5	利用希望なし	15	39.5%
	全体	38	100%

教育・保育事業の利用状況と希望（無償化時）について、現在事業を利用していない人の「認可保育所」への利用意向が高くなっていますが、その他の利用者は現在、おおむねニーズを満たしていると考えられます。

・現在、教育・保育の事業を利用していない人の主な理由



現在、教育・保育の事業を利用していない具体的な理由について、「子どもの母親又は父親がみている」という家庭が半数以上となっていました。

⑤放課後の過ごし方について（小学生保護者のみ）

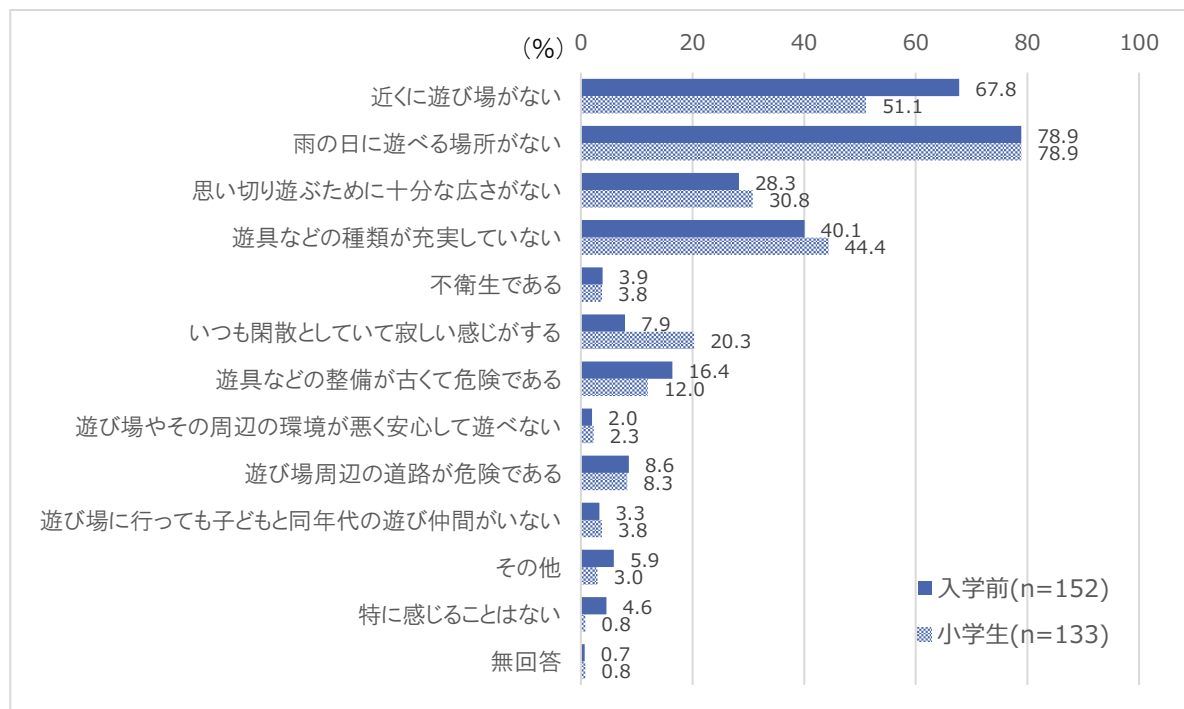
・お子さんについて、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

		人数（人）	割合（％）
1	自宅	97	72.9
2	祖父母宅や友人・知人宅	36	27.1
3	習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）	55	41.4
4	放課後子ども教室	18	13.5
5	放課後児童クラブ〔学童保育〕	22	16.5
6	ファミリー・サポート・センター	3	2.3
7	その他（図書館、公園など）	32	24.1
	無回答	6	4.5
	全体	133	100.0

放課後に過ごさせたい場所について、もっとも多い回答が「自宅」で 72.9%、ついで多い回答が「習い事」で 41.4%となっていました。

⑥子どもの遊び場について

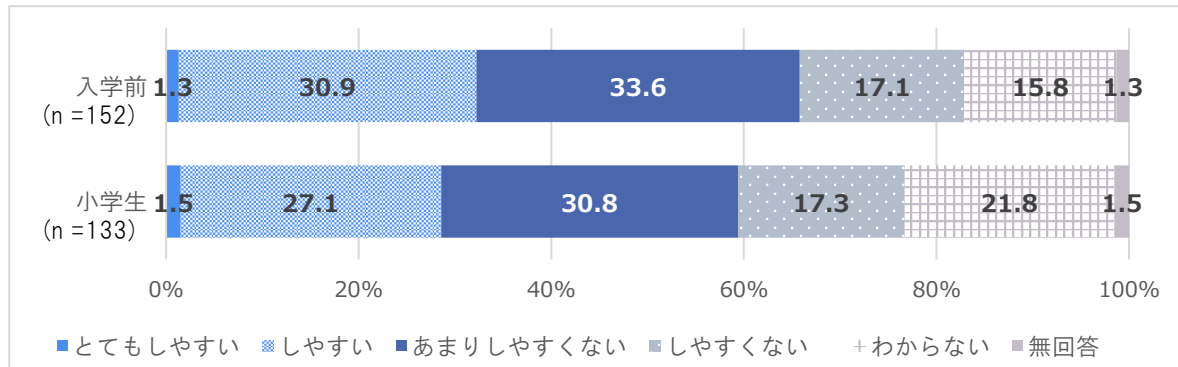
・江差町の子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか



遊び場のニーズについて、小学校入学前保護者・小学生保護者いずれも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、ついで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が多く回答されていました。

⑦子育てのしやすさについて

- ・江差町は子育てがしやすいまちだと思いますか。



町の子育てのしやすさ（満足度）に関しては、小学校入学前保護者は「あまりしやすくない」が33.6%でもっとも多く、ついで「しやすい」が30.9%となっています。また、「しやすい」の合計が32.2%、「しやすくない」の合計が50.7%となりました。

一方、小学生保護者は「あまりしやすくない」が30.8%でもっとも多く、ついで「しやすい」が27.1%となっています。また、「しやすい」の合計が28.6%、「しやすくない」の合計が48.1%となっており、小学校入学前児童保護者の方が子育てをしづらいと感じている傾向が見られました。

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育や子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められました。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感される

第1期計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、次の基本理念を掲げました。

子どもの幸せを第一に考え

すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い

子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

第2期計画においても、この基本理念に基づき、より一層施策を推進していきます。

(2) 基本目標

第1期計画策定時、「子ども・子育て支援新制度」においては、

- ①「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」
- ②「保育の量的拡大及び確保」
- ③「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらには、「仕事と生活の調和の推進」や「妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援」、「ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援」についても重視されていました。また、次世代法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、江差町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）を継承し、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、社会的な課題とされる子どもの貧困・体罰を含む虐待等への対策を充実し、地域の人々と家庭が寄り添い子育てに対する不安感や孤立感を感じることなく親子が向き合える環境づくりを実現していくために、基本目標を次のとおり設定しました。

基 本 目 標

1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。

3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

2 計画の体系

【基本理念】

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

- (1) 教育・保育の提供体制の充実
- (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上
- (3) 子育て世帯への経済的支援

基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。

- (1) 母子の健康づくりの推進
- (2) 相談支援体制の充実

基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

- (1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

- (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成
- (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援

基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てがすすめられるような体制を整備します。

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 障がい支援施策の推進
- (3) ひとり親家庭に対する支援の充実

基本目標6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

- (1) 子どもの未来を応援する施策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

【概要】

本町では、「江差町次世代育成支援対策地域行動計画」や「江差町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を踏まえ、第1期子育て支援計画を策定し、計画的に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

引き続き「待機児童」の発生は見られないものの、児童人口の減少や多様化する保育サービスに対し、保育体制の整備や質の向上が課題となっています。

計画は、令和2年度からの5か年計画となっていますが、社会情勢や子育てニーズに応えるべく毎年、進捗評価と見直しを行い、子ども子育て支援の一層の充実をはかり、安全な居場所づくりや安心して子育てできる体制づくりを進めていきます。

第2期子育て支援計画において、「認定子ども園の設置・運営支援」、「放課後児童対策事業」、「保育士確保に向けた総合的な取組」、「子ども医療費助成事業」等の取組を推進し対応していきます。

【前期計画の主な成果】

- ・北部保育所の施設整備について検討するため、人口・世帯数等の調査、意向調査を行いました。（平成30年）
- ・放課後児童クラブについて、学校との連携会議を定期的 to 実施しました。また、なかよし児童会（江差小学校）及びつばさ児童会（南が丘小学校）に支援員補助員を配置し、開設時間延長（午後5時15分→午後6時まで）を実施しました。（令和元年）
- ・保育士の確保に向け、常勤保育士について待遇改善を図りました。（平成30年）
- ・第3子の保育料無償化（平成26年）、3歳未満の第2子以降の保育料無償化（年収約640万円未満）（平成29年）、0～1歳児の保護者に対する子育て応援券交付（平成27年）等による負担軽減を行いました。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されています。
- ・給食費（保育所等）実費徴収の一部助成（令和元年度）

【今後の課題】

- ・認定こども園との連携強化
- ・保育士の確保に向けた取組の充実
- ・北部保育所の整備検討
- ・北部学童保育所施設の整備検討
- ・未就学児などの遊び場・居場所の確保対策について検討

【具体的な江差町の事業】

- ・資料編34ページ～36ページ参照

基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

【概要】

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとり極めて重要です。核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命を脅かすおそれのある疾病や児童虐待、また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。そのため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊娠期から悩みや不安を相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問、親子や子育て世代が交流し合えるような場の提供など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制のより一層の充実と向上を図っていきます。

また、乳幼児期は疾病にり患しやすい時期でもあるため、感染症予防の取組やアレルギー性疾患への対応、むし歯予防などにも取り組んでいきます。

第2期子育て支援計画において、「不妊相談・不妊治療費助成事業」、「地域子育て支援センター事業」、「各種予防接種」等の取組を推進し、妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。

【前期計画の主な成果】

- ・不妊治療の助成を開始しました。今後も相談支援体制の整備・充実を進めます。（平成30年）
- ・里帰り後に訪問対応し、全員に訪問しています。（平成30年）
- ・7ヶ月児相談に併せ、絵本を配布し子どもとのふれあいの機会づくりに努めました。
- ・かもめ保育所、水堀保育所で「なかよし広場『キッズランド』」として定期的に遊戯室を開放して、就学前の親子を対象にあそびや交流の場を提供しています。（平成29年）
- ・小児医療の維持・充実のための要望活動、小児科外来・小児科医師との連携を図りながら体制整備を進めています。

【今後の課題】

- ・予防接種の種類が増えたことで複雑となったため、安全なスケジュール・接種体制を構築する
- ・キッズランド等、就園前の親子同士の交流のための園開放事業についての周知・PRを図る
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の検討

【具体的な江差町の事業】

- ・資料編 36 ページ～40 ページ参照

基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

【概要】

子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境づくりを推進することは、子どもの育成にとって重要な視点です。

全国的に子どもを狙った犯罪や、通学時の子どもが被害にあう事故が多発する中で不安や懸念が高まっていますが、保護者や地域の大人による見守りや防犯体制を充実させるとともに、子ども自身の防犯意識も高めていく必要があります。

第2期子育て支援計画において、こうした課題に対し「地域防犯体制づくりの推進」、「交通安全教室」、「安全な歩道整備事業」などの取組により、防犯意識や交通安全の意識の啓発、安全な道路環境整備に努めます。

【前期計画の主な成果】

- ・老朽化などにより安全性に問題のある遊具及び設備等の撤去・補修を進めています。
- ・老朽化歩道舗装補修整備、通学路の区画線設置工事を進めました。（平成30年）
- ・横断歩道前の横断旗の設置・更新をしました。（平成29年）
- ・町内会等と連携した登校時の交通安全指導啓発を実施しました。
- ・関係機関と連携した各種イベント時や店舗前での防犯啓発活動を実施しました

【今後の課題】

- ・公園の遊具や設備の更新・新設や公衆トイレ設置に向けた取組
- ・通学路や保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保対策（道路パトロールによる舗装点検等含む）
- ・交通安全教室などによる安全指導啓発や、各種イベント時や店舗前での防犯啓発の活動

【具体的な江差町の事業】

- ・資料編 40 ページ～41 ページ参照

基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

【概要】

次代を担う人材の育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠なものです。少子化や核家族化、地域の希薄化などにより異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

また、子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育所など、さらに学校教育まで見据え、発達の段階に応じた円滑な接続を図っていく必要があります。

そのため、中一ギャップ未然防止の取組といった小中一貫教育、少人数指導の実施などにより、きめ細かな学習指導を推進します。

第2期子育て支援計画において、「ティーム・ティーチングや少人数指導の実施」、「総合的な学習の時間における地域の人材活用」、「読書活動の充実（家読）」、「スポーツ少年団活動支援」などにより、学校やPTAをはじめとした地域の人材を活かした総合学習、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりへの取組、地域資源を活用した体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。

【前期計画の主な成果】

- ・町内小中学校5校に特別支援教育支援員を各1名配置しました。（平成29年）
- ・江差北小学校・中学校においてコミュニティ・スクールを導入しました。（平成29年）
- ・子どもの体力と技術習得に係る水泳やスキー教室、マリンフェスタや体協まつりを実施し、各世代間の交流にも努めました。（平成30年）
- ・江差中学校において中一ギャップ未然防止事業の指定を受け、取組を実施しました。（平成30年）
- ・学校やPTA、民生児童委員など構成団体による連携のほか、家庭教育サポート企業とも連携した下校見守り活動等を実施しました。（平成30年）
- ・家庭・地域・学校の連携による青少年健全育成運動として、町内小中学生標語コンクールやポスター募集による啓発、生活リズムチェックシートを実施しました。（平成30年）
- ・シニアカレッジ学園祭と連携し、子どもの居場所づくりとして創作体験他世代間交流を実施しました。（平成30年）

【今後の課題】

- ・小中一貫教育の推進（ほっかいどう学力向上推進事業、中一ギャップ対策、小中学校の連携強化）
- ・育児サポートサークル「キティ」のサポーターの養成・保健師や保育士などによる講習会の開催
- ・地域の企業、団体等の育成や人材確保対策

【具体的な江差町の事業】

- ・資料編41 ページ～45 ページ参照

基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

【概要】

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあり、社会的に喫緊の課題となっています。虐待の発生予防や早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携、情報共有を図っていきます。

また、障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいき暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもを早期に発見し、関係機関の支援につなげるとともに、幼稚園や保育所への訪問などを通じて、支援が必要な家庭には適切な支援が受けられるよう取り組んでいきます。

第2期子育て支援計画において、「児童虐待早期発見事業」、「江差町要保護児童対策地域協議会」、「おや？おや？安心サポートシステム」などの取組により対応していきます。

【前期計画の主な成果】

- ・児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職を配置する調整機関が必置とされたことから、健康推進課を調整機関に指定し、機能強化を図りました。
- ・“児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する”を基本理念とする第1期障がい児福祉計画を第5期障がい福祉計画と一体的に策定しました。（平成30年度）
- ・巡回児童相談は計6回実施し、療育手帳の交付や必要な支援を行いました。（平成30年）
- ・上ノ国町にNPO法人による児童デイサービスが開設されたことから、上ノ国町子ども発達支援センターの定員に余裕ができたため、利用希望者は待機することなく利用できます。（平成30年度）
- ・障がい児サークル支援として、2か月に1回保健師を派遣し、支援協力を行っています。（平成30年）

【今後の課題】

- ・虐待発生予防、早期発見など関係機関（児童相談所・警察・民生児童委員協議会）との連携
- ・障がい児支援の推進（上ノ国子ども発達支援センター、児童デイサービスとの連携等）

【具体的な江差町の事業】

- ・資料編 45 ページ～47 ページ参照

基本目標6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

【概要】

社会全体における少子高齢化や世帯構造、経済状況といった環境が大きく変化する中で、子どもが自分の可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国全体の重要な課題となっています。厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（平成27年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

このような貧困のリスクや原因と考えられるものを一つひとつ取り除くための取組と、貧困の連鎖を断ち切るために継続的かつ横断的な取組が求められています。

本町では、『不幸ゼロのまちの実現』に向け、本計画と一体的に推進する「第1期江差町子どもの未来応援計画（江差町子どもの貧困対策推進計画）」を令和2年度からの5ヶ年計画で策定します。

【課題と支援】

①教育の機会均等を図る支援（学習支援）

教育の機会はすべての子どもの健やかな成長に不可欠であるにもかかわらず、貧困のため学習機会やさまざまな体験機会に恵まれないことが教育格差につながる可能性があります。この教育格差は就学格差や所得格差につながり、世代間で貧困の連鎖が生まれる背景の一つであると言われています。本町では、多様な学習体験の機会や多世代交流を提供し、これらの課題に対応していきます。

②生活の安定に資するための支援（生活支援）

規則正しい生活習慣や食生活は、健康を維持するために重要であるとともに、特に子どもにおいては健やかな成長を育むために必要なものです。これに対し、貧困は偏食や欠食による栄養不足から健康不安を招くといった問題があります。本町では、健診事業や親子食育教室の充実により、現在から将来にわたって心身ともに健全な青少年を育成するような食育や相談など支援を進めます。

③保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要とされますが、不安定な雇用やひとり親といった理由から生活基盤が不十分だと、安定した居場所を失い、健康上の問題や生活上の困難が生じる可能性があります。本町では、生活就労サポートセンターひやまやハローワークとの連携により、求職中の保護者に対し職業訓練や就業能力向上などの支援を行い、安定した生活につながる支援を行います。

【具体的な江差町の事業】

「第1期江差町子どもの未来応援計画（江差町子どもの貧困対策推進計画）」参照

第5章 子ども・子育て支援事業計画における 量の見込み・確保方策

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

（１） 幼稚園や保育所などに関する需給計画

（提供エリア内利用見込みとそれに対する定員を確保する計画）

本町をエリア分け（全域でも可）し、エリアごとに計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園の利用見込み数（必要利用定員総数）と小規模保育事業や保育ママなど（地域型保育事業）の利用見込み数（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所などの定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

（２） 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画）

（１）と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業をいいます。

①利用者支援事業	⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
②時間外保育事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	⑩養育支援訪問事業
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	⑪妊婦健康診査事業
⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	⑫実費徴収に係る補足給付事業
⑥一時預かり事業	⑬多様な主体の参加促進事業
⑦病児・病後児保育事業	

【事業の説明】

①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。
②時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。
③放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 国においては「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～5年度）を策定しており、放課後の児童の居場所の確保や質の向上が求められている。 今後もニーズ量を注視しながら、小学校の児童が放課後等を安全・安心に過ごし、さらに多様な体験・活動を行うことができるよう検討をする。
④子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。
⑤地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業。
⑥一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、必要な保護を行う事業。
⑦病児・病後児保育事業	病気の児童について、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。
⑧子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
⑩養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要とされる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家庭援助などを行う事業。
⑪妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
⑫実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事へ参加する費用等を助成する事業。
⑬多様な主体の参加促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

(3) 認定こども園の普及等に係る取組

(教育・保育の一体提供及び推進体制の確保内容)

認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定めることになります。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要になります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分	対 象 者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。（短時間＝最長8時間・標準時間＝最長11時間）

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育提供区域」を設定してその区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり整備の目安となる教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本町の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むものであり、各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

(1) 教育・保育に係る区域

【1号認定＝教育利用】

本町全域＝1区域とします。

【2号及び3号認定＝保育利用】

本町全域＝1区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

本町全域＝1区域とします。

3 幼児教育・保育の無償化

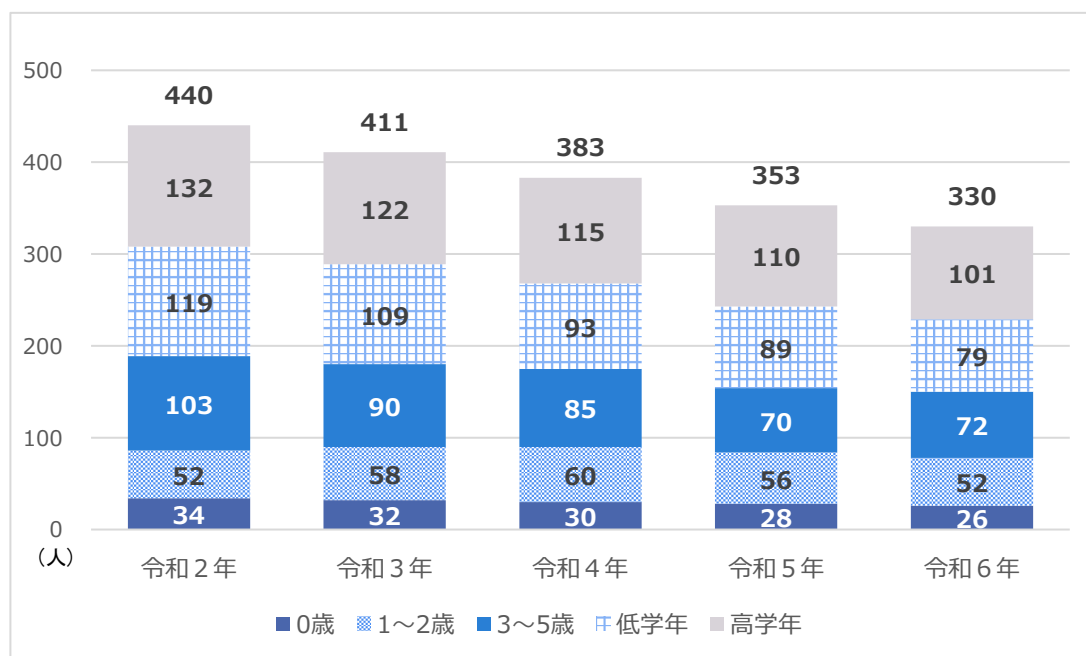
令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下の通りです。

3～5歳	・保育所(園)(小規模保育施設含む)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300 円) ・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000 円)
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円)

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 子どもの人口の見通し

町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるため、本町における子どもの将来人口を「コーホート変化率法」で推計した結果、町の 0～11 歳の子どもの人口の見通しとして、令和 2 年には 440 人（就学前児童合計 189 人、小学生合計 251 人）だったものが、令和 6 年には 330 人（就学前児童合計 150 人、小学生合計 180 人）と、減少することが見込まれます。



資料：平成 27～31 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の現状

■保育所

	認可定員	開園時間
かもめ保育所	100 人	開所時間 : 7:30~18:00 延長保育 : ~19:00
日明保育所	35 人	開所時間 : 7:30~18:00 延長保育 : ~19:00
水堀保育所	35 人	開所時間 : 7:30~18:00 延長保育 : ~19:00

■認定こども園

	認可定員		開園時間
江差幼稚園	保育を必要とする (保育所機能)	25 人	開所時間 : 7:30~18:00 延長保育 : ~19:00
	保育を必要としない (幼稚所機能)	35 人	登園時間 : 8:30~9:30 降園時間 : 13:30 預かり保育 : 14:30~18:00

※町立あすなろ幼稚園は、令和2年3月31日で廃園

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

町に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の見込み（必要利用定員総数）」を以下の区分で設定します。

- ① 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要としないもの
- ② 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの
- ③ 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの

■1号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号 認定	(2号) 学校教育 希望	1号 認定	(2号) 学校教育 希望	1号 認定	(2号) 学校教育 希望	1号 認定	(2号) 学校教育 希望	1号 認定	(2号) 学校教育 希望
①量の見込み		3 人	35 人	3 人	30 人	3 人	28 人	2 人	23 人	2 人	24 人
		38 人		33 人		31 人		25 人		26 人	
確保の 内容	認定こども園(1号 枠)、幼稚園	38 人		33 人		31 人		25 人		26 人	
	②合計	38 人		33 人		31 人		25 人		26 人	
②-①		0 人		0 人		0 人		0 人		0 人	

※「(2号)学校教育希望」: 保育認定(2号)のうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの

■ 2号

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)
①量の見込み		51人	44人	42人	35人	36人
確保の内容	認定こども園(2号枠)、 保育所	51人	44人	42人	35人	36人
	②合計	51人	44人	42人	35人	36人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

■ 3号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
確保の内容	認定こども園(3号枠)、 保育所	7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
	②合計	7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 提供体制と確保の内容

＜本町における教育・保育ニーズの傾向＞

児童人口の減少が予想されるため、現行体制を維持しながら、柔軟な対応を進めていきます。

＜確保の方針＞

①量の確保

就学前の保育・教育とも、町全体として供給に余力が出てくる見込みのため、量的拡充や新規事業についての検討は行いません。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、質の担保のできる供給体制の維持に努めます。

②質の確保

幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所や認定こども園へのニーズの増加等の可能性も考えられます。供給のあり方を検討するとともに、幼児教育・保育の質の向上に努めてまいります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

事業名	実施年度	平成30 年実績	令和2年 度	令和3 年度	令和4年 度	令和5 年度	令和6年 度
①利用者支援事業	量の見込み(か所)	1	1	1	2	2	2
	確保方策(か所)	1	1	1	2	2	2
②時間外保育事業 ／1か所	量の見込み(人/月)	2	2	2	2	2	2
	確保方策(人/月)	2	2	2	2	2	2
③放課後児童 健全育成事業 ／2か所(江差小学校・ 南が丘小学校)	量の見込み1年(人)	25	13	9	7	11	6
	量の見込み2年(人)		9	10	7	6	9
	量の見込み3年(人)		12	12	13	12	6
	量の見込み4年(人)	9	2	2	2	1	2
	量の見込み5年(人)		6	6	5	3	5
	量の見込み6年(人)		5	4	4	2	4
	量の見込み合計(人)	34	47	43	38	35	32
	確保方策(人)	55	55	55	55	55	55
④子育て短期支援事業 ／0か所	量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討					
⑤地域子育て支援拠点 事業(子育てひろば事業) ／1か所	量の見込み(人/年)	151	211	220	220	206	191
	確保方策(人/年)	151	211	220	220	206	191
⑥病児・病後児保育事業	量の見込み(人/年)	0	318	303	294	259	252
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討					
⑦一時預かり事業 (幼稚園)／1か所	量の見込み1号(人/年)	2,922	126	110	104	86	88
	量の見込み2号(人/年)		825	720	681	563	576
	確保方策(人/年)	2,922	951	830	785	649	664
⑦一時預かり事業 (保育所)／3か所	量の見込み(人/年)	172	911	868	844	825	723
	確保方策(人/年)	172	911	868	844	825	723
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	量の見込み(か所)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0	0
⑨乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み(人/年)	33	37	35	33	31	29
	確保方策(人/年)	33	37	35	33	31	29
⑩養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	10	11	11	10	9	9
	確保方策(人/年)	10	11	11	10	9	9
⑪妊婦健康診査事業(14回)	量の見込み(人/年)	44	50	47	44	41	38
	確保方策(人/年)	44	50	47	44	41	38
⑫実費徴収に係る補足給付	確保方策	事業実施に向けた検討					
⑬多様な主体参入促進	確保方策	事業実施に向けた検討					

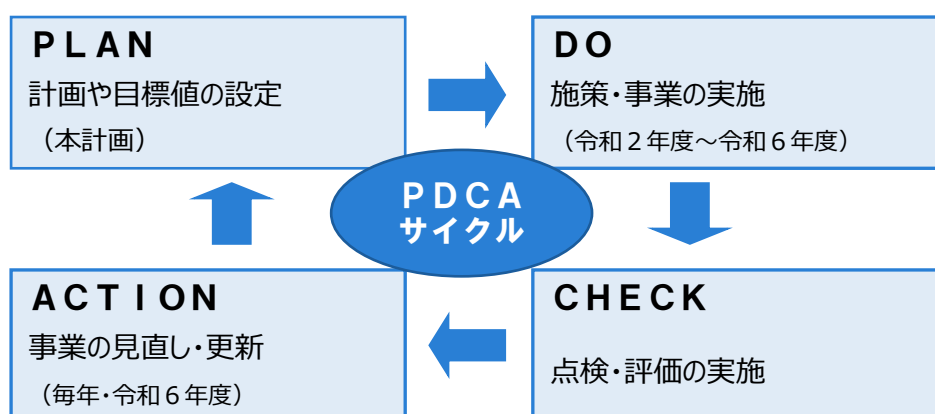
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、事業所、町民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映していきます。新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。このため、点検評価について各年度で行い、施策の改善に努めます。



3 子ども・子育て会議

【令和2年3月】

委員長	片 石 明 廣	江差町青少年健全育成会議会長
副委員長	石 岡 典 子	江差幼稚園長
委員	青 木 由 香	かもめ保育所保護者代表
委員	秋 山 悦 子	南が丘小学校保護者兼つばさ児童会保護者代表
委員	大屋敷 美保子	いちいの会会長
委員	従二谷 俊	江差小学校保護者代表
委員	辻 友 紀	江差幼稚園保護者代表
委員	中 川 さ き	特別支援コーディネーター（江差小学校）
委員	野 口 真 弓	江差町立小・中学校 養護教諭
委員	八 田 雅 志	江差北小学校保護者兼水堀学童保育所保護者代表
委員	花 田 恭 順	あすなろ幼稚園保護者代表
委員	松 原 沙 千	北部保育所保護者代表
委員	室 谷 恵美子	絵本サークル「ポポリン」会長
委員	矢 原 清 子	育児サポートサークル「キティ」会長

資料編 令和2年度の江差町の取組

1 のびのび子育ての取組（基本目標1）

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

（1） 教育・保育の提供体制の充実

認可保育所の設置・運営

町民福祉課

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保護者が安心して就労と子育てを両立していくため、日中保育ができない保護者に代わり保育を行っていきます。

現在、3か所の保育所がありますが、少子化による入所児童数の減少や施設の老朽化、保育ニーズの多様化などに対応した北部保育所の施設整備を検討していきます。

また、引き続き保育士の確保等、保育の質の充実にも努めていきます。 **継続**

認定子ども園の設置・運営支援

町民福祉課

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

私立江差幼稚園では、令和2年4月1日から認定こども園としてスタートし、認可が間もないことから、特に保育部門の強化として、保育の質の充実を図るためにも町立保育所保育士との連携・交流強化や園児同士の交流の場の確保を図るなど、運営支援していきます。 **継続**

乳児保育事業（各保育所で実施）

町民福祉課

生後6か月以降の乳児保育を実施します。受入時の発育、発達状況や離乳食、疾病などについて、保護者との連携を図り、日々の発達に即した保育計画に基づき、安心して預けられるようサービスの充実に努めます。 **継続**

土曜一日保育（かもめ保育所）

町民福祉課

保育所は、土曜日は午前保育ですが、かもめ保育所では入所している園児に対し、土曜日の午後からも勤務のある保護者のニーズに応えるため、土曜一日保育を実施します。

※ 日明・水堀保育所に入園中の園児も利用することが出来ます。 **継続**

延長保育事業（かもめ保育所）

町民福祉課

かもめ保育所では、保護者の仕事などのため、通常の開所時間を延長して園児の保育を希望する場合に行っています。利用にあたっては、月単位利用、1日単位（緊急）利用と必要に応じて選択できる方法で実施します。 **継続**

障がい児保育事業（各保育所）	町民福祉課
----------------	-------

各保育所では、保護者の就労又は疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ乳幼児を保育所で預かります。療育に関する専門的指導や相談は、保健師や専門機関との連携を図り、保護者と園児が安心して過ごせる環境づくりに努めます。 **継続**

一時預かり事業（各保育所）	町民福祉課
---------------	-------

かもめ保育所では、保護者が就労、冠婚葬祭、通院、介護などにより、一時的に保育を必要とする乳幼児を保育所で預かります。また、里帰り出産のために帰省している世帯の乳幼児が、一時的に保育に欠ける場合についても実施します。 **継続・拡充**

慣らし保育	町民福祉課
-------	-------

町立保育所及び江差幼稚園（認定こども園）では、保護者の不安解消やお子さんが環境の変化に慣れるよう1週間程度で少しずつ時間を延ばして保育を実施します。 **新規**

病後児保育事業検討	町民福祉課
-----------	-------

保育所に入所中の園児が、病気の回復期や保育中に体調不良となり、集団保育が困難な場合に預かる事業です。専門保育室の確保や看護師の配置などの課題があり実施していません。 **継続**

放課後児童対策事業	町民福祉課
-----------	-------

就労などにより、保護者が日中家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室を利用して、支援員を配置し、放課後における遊びや生活の場を確保しています。また、新たに支援補助員を配置し、開設時間の延長を図っています。

令和元年度末で廃園するあすなろ幼稚園については、学童保育所と未就学児・保護者の交流拠点などの活用を検討します。

また、平成30年度からは、学校との連携会議を半期ごとに実施します。 **継続**

（２） 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上

保育士確保に向けた総合的な取組	町民福祉課
-----------------	-------

保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携するとともに、就労条件の向上などにより保育士確保につなげ、研修環境の充実など質の向上にも取り組みます。

また、平成30年度に保育士の待遇改善を実施し、令和2年度から会計年度任用職員制度の中で処遇改善を図ることとします。なお、保育士の年齢構成を考慮した中で、新規採用者の確保に努めます。 **継続**

（３） 子育て世帯への経済的支援

保育所等園児の保護者に対する給食費補助	町民福祉課
---------------------	-------

保育所等給食に要する経費の一部を保護者に補助し、子育て支援環境の充実を図ります。 **新規**

多子世帯に対する経済的負担軽減の実施**町民福祉課**

18歳までの兄、姉を有する多子世帯の第3子児童の保育所や幼稚園の保育料を免除し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。 **継続**

保育所、認定こども園の利用料の無償化**町民福祉課**

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯への経済的支援をします。
新規

小中学校児童生徒の保護者に対する給食費補助**学校教育課**

学校給食に要する経費の一部を保護者に補助し、経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりの支援を図ります。 **継続**

子育て応援券交付事業**健康推進課**

子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し子育て支援の充実を図ることを目的として、平成27年度以降、出生した子には新生児訪問で、1歳の誕生日を迎える子には10ヶ月健診の時に、紙おむつに交換できる『子育て応援券』を交付します。平成28年から粉ミルク、おしりふきを加え制度の充実を図りました。対象者からも好評で利用率が高まり、新生児訪問を早期に希望する人が増え、早期支援につながります。 **継続**

小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助**学校教育課**

経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校への就学が困難なご家庭に対し、学校給食費や学用品費等の費用の一部を援助します。 **継続**

子ども医療費助成事業**健康推進課**

満18歳に達する日（誕生日の前日）以降最初の3月31日までの子どもに対する保険診療にかかる医療費自己負担分を全額補助することで経済的援助を実施します。 **継続**

2 すこやか子育ての取組（基本目標2）

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

（1） 母子の健康づくりの推進

母子健康手帳交付**健康推進課**

妊娠届があった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、簡単なアンケートを実施し妊婦のニーズの把握に努め、安心安全に出産するための支援を行います。 **継続**

妊産婦健康診査事業	健康推進課
-----------	-------

平成 28 年度から妊婦精密検査受診券、令和元年度からこれまで償還払いで対応していた、産後健診についても産婦健康診査受診券を最大 2 回分交付し、産後の身体的機能の回復及び健康保持増進の強化を図ります。 **継続**

妊婦訪問	健康推進課
------	-------

妊娠届の際のアンケートや妊婦健康診査の結果等から必要と認められる妊婦に対して個別相談を行い、安全・安心な出産に向けて支援します。必要時は医療機関との連携も図ります。 **継続**

不妊相談・不妊治療費助成事業	健康推進課
----------------	-------

子どもを望む夫婦に対し、情報の提供や相談に応じます。平成 30 年から不妊治療の助成を開始しました。費用助成にとどまらず、寄り添った相談支援体制の整備・充実に努めます。 **継続**

風しん予防接種費用助成	健康推進課
-------------	-------

妊娠を希望する女性が、風疹抗体価が低い場合、予防接種費用を助成し、生まれてくる子どもの先天性風疹症候群の予防を図ります。また、39 歳～56 歳の男性に行う予防接種が定期予防接種となり、平成 31 年度から 3 か年で実施します。 **継続**

思春期健康教育	健康推進課
---------	-------

中学校で命の大切さや思春期の心身の発達特性、問題に直面した時の対処法などについて健康教育を実施し、心身の健康の保持増進を図ります。

また、健康教育により、今後産み育てる世代の性感染症予防・若年妊娠・望まない妊娠等の防止を図ります。 **継続**

委託医療機関外等の母子健康診査費用助成事業	健康推進課
-----------------------	-------

母子の健康管理を図る目的で、道外医療機関で実施した妊産婦健康診査及び精密検査、妊娠 40 週以降の妊婦一般健康診査、子どもの 1 ヶ月児健診にかかった費用を助成し、母と子の健康保持増進を図ります。 **継続**

養育医療の給付	健康推進課
---------	-------

2000g 未満で生まれ、医師が必要と認めた乳児の入院中の医療費を助成し、健康管理と健全な育成を図る支援をします。 **継続**

新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	健康推進課
-------------------	-------

出産後早期に自宅等に訪問し、子ども^{子ども}の体重測定、発育状況、母親の健康状態を確認し親子の健康増進を図ります。また、育児の不安や悩みの相談、子育て情報の提供等により、子育ての孤立を防ぎます。必要と認められる場合は、継続訪問や他機関と連携しながらサービスの提供を行います。里帰り出産した親子にも対応し、必要時には居住地の関係機関に情報提供し継続した子育て支援を図ります。 **継続**

乳幼児相談事業**健康推進課**

2ヶ月児、7ヶ月児、2歳6ヶ月児に対し、身体計測、発達状況の確認、保健師・栄養士による相談を実施し、乳幼児の心身ともに健やかな成長発達を促す支援をします。

また、2ヶ月児相談では仲間作りを目的にした集団指導、7ヶ月児相談では食生活改善協議会の協力のもと離乳食を提供した栄養相談、2歳6ヶ月児相談では保育士によるあそびの提供を実施しながら、育児不安の軽減を図ります。 **継続**

乳幼児健診事業**健康推進課**

4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児、5歳児に対し、身体計測、発達状況の確認、小児科医の診察を行い、乳幼児の疾病等の発見および予防を図り心身ともに健やかな成長を支援します。また、保健師・栄養士による子どもの成長発達や育児についての相談を実施し不安を軽減し、安心して子育てができるように支援します。 **継続**

健診事後相談**健康推進課**

電話や訪問等により、子どもの発達の悩みや不安、対処法について相談や各種相談事業への同伴、関係機関との調整等を実施し、子どもの健やかな成長発達を促進します。 **継続**

あそびの広場**健康推進課**

子どもの発達についての悩みを抱えている親子に対して、上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と保健師による発達相談と発達を促すあそびの提供を行い、あそびを通して子どもの発達促進につなげていきます。

また、発達支援センターの協力をもらうことで、切れ目のない支援体制づくりに努めます。

継続**ブックスタート事業****社会教育課・健康推進課**

7ヶ月児相談を利用して、赤ちゃんと保護者にいっしょに絵本を手渡し、親子が心触れ合うひとときを持つきっかけを作るとともに、乳幼児を抱えても気兼ねなく図書館を利用できるような環境づくりを進めます。 **継続**

歯科健診事業**健康推進課**

小学校に入学する前の乳幼児を対象に、歯科医師による歯科診察や歯科衛生士による歯磨き指導とフッ素塗布、保健師による歯の健康教育を実施して虫歯の予防と早期発見を図ります。 **継続**

フッ素洗口事業**学校教育課・健康推進課**

町内の小学校児童及び幼稚園、保育所の3歳児以上を対象に、週1回のフッ素による洗口と年1回の歯科健診やおやつの取り方、歯磨きの方法などについての健康教育を実施し、虫歯を予防する習慣が身につくように支援します。 **継続**

予防接種	健康推進課
------	-------

予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症を予防し健康増進を図るとともに、公衆衛生の向上を図ります。任意予防接種であるインフルエンザ(13歳未満の2回目)の費用の助成も行います。予防接種の種類が増えることで、より子どもの感染症予防の充実を図ります。 継続

妊婦・乳幼児栄養指導	健康推進課
------------	-------

乳幼児健診・各種相談などの場で 個人の状況や発達段階に応じた栄養相談を行い、母子の健康増進と食慣習の形成を図ります。7ヶ月児相談では保護者が実際に味や固さ、量などを確認できるように、食生活改善推進協議会の協力のもと離乳食を提供して具体的な指導を行います。 継続

親子食育教室	健康推進課
--------	-------

幼児・児童とその母親と一緒に料理を作ることの楽しさや食べることの大切さ、体の仕組みなどを知り、健康づくりのための食生活を学ぶ機会として実施します。また、小中学生に対し栄養士や食生活改善推進協議会による健康教育も実施します。 継続

幼稚園・保育所の食育の推進	町民福祉課・産業振興課
---------------	-------------

食育計画により、入園児年齢ごとに生命維持につながる「食」を、楽しく食することで基本的な食習慣やマナーが身につくことを目指し、推進します。また、産業振興課と連携した農作物収穫体験や地産地消などの推進を図ります。 継続

(2) 相談支援体制の充実

地域子育て支援センター事業	町民福祉課
---------------	-------

日明保育所内で実施している地域子育て支援センターは、保育所の機能を活用してすべての子育て家庭の親子を対象に、育児不安や子育ての悩みなどの相談や、子育てサークル・育児ボランティアなどの支援、週1回の保育所開放日に園児とゲームなどを通じて交流を行います。

センター内に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」を設置し、授乳やオムツ交換に利用することができます。就園前の子を持つ家庭に対し、遊び場や保護者同士の交流の場を提供することで育児不安等解消の役割を担います。 継続

子育て相談室・キッズランドの開設(かもめ保育所・水堀保育所)	町民福祉課
--------------------------------	-------

かもめ保育所と水堀保育所では、すべての子育て家庭の親子を対象に、保護者や地域の子育て支援対策として、子育て相談室を設け育児不安や子育ての悩みなどの相談の受け入れを行います。

また、第1・3木曜日に、就園前の子どもと母親と一緒に遊べるよう保育所遊戯室等を開放します。 継続

子育て情報の提供

健康推進課

子育てガイドマップ等を配布するとともに、関係機関と連携を図り子育て情報の一元化等、子育て家庭に対し情報を提供します。妊娠届のあった方にも配布し、出産前から子育て情報の周知を図ります。また、ホームページにも掲載します。 継続

小児医療・周産期医療体制の充実

健康推進課

小児の初期救急医は檜山医師会の協力による休日・夜間当番医制の実施、小児二次救急医療体制として道立江差病院、さらには小児救急医療拠点病院として函館中央病院が指定されています。

出産に関しては平成26年から道立江差病院で経産婦の分娩が再開始、平成29年には道立江差病院が主催、町が共催して小児科医師による子ども健康セミナーを4回実施したことなどにより、今後も安心して子どもを産み、適切な医療が受けられるよう、小児医療・周産期医療の確保・充実に向けて、小児科外来・小児科医師等と連携しながら体制整備に努めます。 継続

3 あんしん子育ての取組（基本目標3）

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

（1） 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

町内美化運動の推進

総務課

身近な生活環境が清潔で美しいまちづくりを図るため、クリーンアップ作戦では、各種団体、学校、事業所などによるボランティア清掃が実施されました。引き続き、町民一人ひとりが取り組む美化運動を推進します。 継続

公園整備事業

財政課

破損や老朽化などにより安全性に問題のある遊具や設備等の撤去・補修を進めていくほか、児童公園などに遊具・設備の更新または新設を進めていきます。 継続

公衆トイレ等整備事業

総務課

安心して利用できるように、公衆トイレの清潔感を保ち、必要に応じた改修に努めます。

継続

安全な歩道整備事業

建設水道課

安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩道空間に配慮した歩道整備を推進します。道路パトロールを通じ、老朽化歩道舗装補修整備や区画線設置工事を実施します。 継続

(2) 子どもの安全の確保

交通安全教室

総務課・町民福祉課・学校教育課

学校や幼稚園、保育所などにおいて、関係機関や町内事業所の協力を得ながら交通安全教室（自転車教室を含む）を実施します。[継続](#)

地域防犯体制づくりの推進

総務課

地域安全体制づくりとして、子ども110番や青色回転灯パトロール車の活用など、地域町内会や学校、警察署など関係機関による防犯体制づくりを進めます。[継続](#)

4 みんなで子育ての取組（基本目標4）

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

(1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成

ティーム・ティーチングや少人数指導の実施

学校教育課

各学校においては、教育方針や重点課題に基づき、個に応じた指導の充実を図るため、習熟の程度に応じた指導やティーム・ティーチング等を取り入れ、指導方法や指導体制の工夫・改善を図ります。[継続](#)

特別支援教育支援員事業

学校教育課

各学校においては、通常学級にも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒が在籍していることから実態把握に努めるとともに、生活や学習上の困難を改善・克服するため、学校に特別支援教育支援員、また平成29年より町内小中学校5校に特別支援教育支援員を各1名配置し、関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます。[継続](#)

「江差町学力向上対策会議」

学校教育課

各学校においては、児童生徒に「読み・書き・計算」の基礎学力の確実な定着を目指し、指導内容や指導方法に創意工夫を凝らした授業改善に努めるとともに、「江差町基礎学力向上対策会議」において、学校間の意見交流を通して「自ら学び、自ら考え判断する児童生徒」の育成に努めます。[継続](#)

総合的な学習の時間における地域の人材活用

学校教育課・社会教育課

各学校においては、横断的・総合的な学習や探求的な学習等の特色ある活動を推進するとともに、郷土芸能の継承など「ふるさと江差に心の向く教育」推進のため、地域の人材の活用や、文化財施設の見学や歴史を学び誇りと自信を持たせる「ふるさと江差発見学習」の拡充に努めます。[継続](#)

教育相談の実施

学校教育課

各学校においては、いじめや不登校・喫煙・飲酒・薬物乱用などの問題行動や、心の悩みへの早期対応・早期解消のため、地域連携協定を締結した「北海道医療大学」と連携した教員研修を実施するとともに、関係機関・学校・家庭・地域が一体となった教育相談体制の充実に努めます。

継続

道德教育の充実

学校教育課

各学校においては、教育活動全体を通じて道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、豊かな体験活動を生かしたり、副読本や「私たちの道徳」を活用したりするなど、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実践する道徳的実践力の育成に努めます。継続

生徒指導の充実

学校教育課

各学校においては、児童生徒の特性を的確に把握し、すべての教育活動を通して、児童生徒の自己実現が図られる積極的な生徒指導に心がけるとともに、教職員の共通理解を図り、家庭や地域と連携・協力を密にした開かれた生徒指導を進めます。また、「江差町いじめ基本方針」に基づき「いじめの防止・早期発見・対応」に努めます。継続

読書活動の充実

学校教育課

各学校においては、子どもの豊かな感性や情操、思いやりの心を育むため、朝読書の推奨や学校図書館の利活用を進めるとともに、家庭における「家読（うちどく）」など、読書の習慣化に努めます。継続

体力の向上対策

社会教育課

生涯の各世代におけるスポーツ機会の充実については、江差特有の海洋性スポーツや冬季スポーツの振興をはじめ、健康づくりやスポーツの普及を目指します。

具体的には、運動公園施設の積極的な活用を図り、世代間交流を目指したスポーツ教室やスポーツイベントの開催、学校体育施設の開放によるスポーツサークルやスポーツ指導委員との連携、町民の森を活用し木を活用した教室等の実施により、充実した環境づくりに努めます。継続

コンピュータ等利用による情報化の推進

学校教育課

各学校においては、設置しているコンピュータ等の積極的な活用により、児童生徒が情報手段に慣れ親しみ、基礎的な操作を身に付け、適切に活用できるよう学習機会の充実に努めます。継続

小中一貫教育の推進**学校教育課**

江差北小学校・北中学校では、小中9年間を通した学びの連続により、教育の質の向上を図るため、小中の教育目標を統一して小中一貫教育に取り組んでおり、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る「中1ギャップ未然防止」を含め更なる前進に努めます。また、江差中学校・江差小学校・南が丘小学校3校による「江差中学校区トライアングルサポート」による連携強化にも努めます。

また、平成29年度より江差北小中学校において、新たに道教委からほっかいどう学力向上推進事業「小中一貫教育支援事業」の指定を受け、取組を強化し、令和元年度より「小中一貫型（併設型）小・中学校」に移行しました。 **継続**

幼児教育（幼稚園）の充実**町民福祉課**

幼児教育については、異年齢児との交流や色々な環境とのかかわりなど、直接体験や疑似体験による「遊び」や「ふれあい」を通して、基本的な生活習慣や豊かな心情を育むよう努めます。

継続

（２） 家庭や地域による子どもの育ち支援**スポーツ少年団活動支援****社会教育課**

スポーツを通じた「人材」の育成を図るため、青少年の健全育成を理念として、子どもたちにスポーツを経験させる上で重要な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化に向けた取組に対して支援していきます。大会参加時の生涯学習バスの運行や、町民野球場への企業広告料を原資とした各少年団への活動費助成も行います。 **継続**

地域子ども会活動支援**社会教育課**

地域で様々な活動を行っている子ども会の事業をサポートするとともに、百人一首大会等を実施するなど各団体の交流促進に努めます。百人一首大会では、町内大会・檜山大会など事業運営支援を通じて、町内並びに管内の参加者間の交流促進を図ります。 **継続**

江差町青少年健全育成協議会**社会教育課**

次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として「子どもたちは地域から育む」という意識を持って、地域住民や学校関係者をはじめ関係機関が相互に連携し、時代ニーズに即した事業を展開します。学校やPTA、民生児童委員など構成団体による連携のほか、家庭教育サポート企業とも連携した下校見守り活動等を実施します。 **継続**

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用

学校教育課・社会教育課

各学校において、「地域とともにある学校づくり」を目指し、地域の皆さんがボランティアとして学校の教育活動を支援していく活動など、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、力を合わせることによって、互いに信頼しあい、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちを支えていきます。平成 29 年度に江差北小学校・中学校で、令和元年度に江差小学校、南が丘小学校、江差中学校においてそれぞれ学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入し、より地域に開かれた学校づくりを推進します。 **継続**

携帯電話・インターネット被害防止活動の推進

学校教育課・社会教育課

便利なインターネット利用には光と陰があります。学校や関係機関と連携しながら、保護者や児童生徒が被害にあわないための提供するほか、人権を侵すことがないようマナーやエチケットの遵守に向けた指導体制を確保します。また、各学校の各教科の指導においても、情報モラル・マナー・ネットトラブルに対する指導にも努めます。家庭・地域・学校の連携による青少年健全育成運動として、『みんなで育てる「え・さ・し・っ子」運動』に取り組み、町内小中学生標語コンクールやポスター募集、生活リズムチェックシートによる啓発を実施します。 **継続**

絵本サークル「ポポリン」

社会教育課

絵本サークルポポリンは、生涯学習社会における「学ぶこと」を中心に活動を続けます。また、子どものものと思われがちな絵本から、人間の生き方、物の考え方を大人が楽しみながら学び合うとともに、子どもたちに絵本の楽しさを伝え、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）の普及に尽力していきます。さらに、ブックスタートや乳幼児健診にも協力し、地域全体で子育てに関わることや、特に出産予定の家族を対象とした両親学級では、乳幼児期から絵本に触れる体験の大切さを伝え、父親の育児参加も促していきます。 **継続**

冒険王クラブの展開

社会教育課

休日や放課後において、子どもたちが江差ならではの歴史や文化、自然を生かした体験活動・交流活動等を実施していきます。夏休み子どもスイミング・冬休み子どもスキーレッスン等を実施します。 **継続**

子どもの居場所づくり事業の推進

社会教育課

公共施設を活用し、昔遊びなど子どもの遊ぶ機会や親子で集える場を提供することにより、子どもの安心確保や世代間交流の促進を図ります。文化会館にてシニアカレッジ学園祭と連携し、創作体験他世代間交流を実施します。

また、町立あすなろ幼稚園の閉園後、複合施設として活用し、世代間交流等も可能な子どもの居場所づくりを行います。 **継続**

キティサークル**健康推進課**

育児サポートサークル「キティ」による親子での遊び場「キティ広場」に、保健師や地域子育て支援センター指導者の派遣、活動場所の提供などの支援を行います。

また、子育ての多様なニーズに対応できるよう、保健師や保育士などで講習会等を開催し、子育てサポーターを養成していきます。 **継続**

民生委員児童委員・主任児童委員活動**町民福祉課**

地域における身近な相談者として地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。

また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。平成 29 年度より、定例民児協として小学校の活動状況を参観し、学校と懇談の場を設け、連携を推進しています。 **継続**

ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援**まちづくり推進課・産業振興課**

雇用の創出と働きやすい職場環境の整備促進に努めるとともに、就職に必要な技能を習得できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら就職支援を行います。 **継続**

ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発**総務課・産業振興課**

男女がともに働きやすく、仕事・子育て・家庭生活を両立し充実した時間がもてるように、育児休業取得など職場環境の整備、男性に対する家事・育児支援等の推進など、広くワーク・ライフ・バランスに対する理解を啓発することにより仕事と子育て等の両立支援を推進します。平成 29 年より、働き方改革推進に向けた説明会の案内や、ワーク・ライフ・バランス取組事例などのリーフレットを設置し、制度の周知啓発に努めます。 **継続**

5 つながる子育ての取組（基本目標5）

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

（1） 児童虐待防止対策の推進

児童虐待早期発見事業**健康推進課**

妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で、生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っています。また、妊産婦・乳児訪問事業においても、早期発見、早期対応を行います。また、アンケートや問診項目により、育児不安や子育てに負担が強い方への支援につなげます。 **継続**

児童虐待防止推進月間啓発事業**健康推進課**

児童虐待防止推進月間にあわせ虐待予防や早期発見の啓発と、虐待予防のシンボル・オレンジリボン運動を行います。現在、啓発活動が定着し、虐待防止の機運が高まりました。地域全体で親子を見守る気運を高めるために、引き続き啓発をしていきます。 **継続**

江差町要保護児童対策地域協議会**健康推進課・町民福祉課**

児童虐待の未然防止及び早期発見と迅速な処理のため、児童相談所・警察・民生児童委員協議会等を構成員として設立し、地域・関係機関連携協力により、早期発見・早期対応を行います。児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援に努めます。また、児童福祉法の改正により平成 29 年度から調整機関への専門職の配置が必置とされたことから、健康推進課を調整機関として指定し、一層の機能強化を図ります。 **継続**

おや？おや？安心サポートシステム**学校教育課・健康推進課・町民福祉課**

幼稚園や保育所と地域の母子保健・児童福祉など関係機関と協働のもと、幼稚園や保育所の子育て支援機能活用し、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援に結び付けられるような体制づくりを構築していきます。 **継続**

(2) 障がい児支援施策の推進**障がい福祉計画の推進****町民福祉課**

障がい児施策の充実や拡充を図るため、その指針となる障がい福祉計画に基づき、一元化したサービスの提供を進めます。また、平成 30 年に策定した第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画(平成 30 年度～令和 2 年度)に基づき、支援を推進します。 **継続**

相談支援事業**町民福祉課**

障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人、家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報や権利擁護のために必要な援助を行います。平成 29 年から町内のあすなろ相談支援センターに一般相談を委託し、また、庁舎窓口でも日常的に相談や情報提供を行うことで支援につなげていきます。 **継続**

巡回児童相談事業**健康推進課・町民福祉課**

定期的に函館児童相談所の職員が当町を巡回し、18 歳未満の児童の発達や障がいなどについての相談を受け、必要な支援を行っています。また、療育手帳の交付を受けるための判定(知能検査)なども受けることなどを紹介し、支援につなげていきます。 **継続**

上ノ国町子ども発達支援センター**健康推進課・町民福祉課**

心身の発達に遅れのある乳幼児や児童を早期に発見し、福祉、教育、医療関係諸機関との連携を密にして発達相談や療育、生活支援などを行っています。北海道立子ども総合医療・療育センターなどと連携した専門支援事業も実施しています。また、平成 30 年度より NPO 法人により児童デイサービスが開設、引き続き利用希望者は待機することなく利用できるよう環境整備の充実を推進します。 **継続**

居宅介護などの福祉サービス**町民福祉課**

障害者総合支援法に基づき、身体介護や通院介護のためのヘルパー利用、介護する人が病気などの場合に短期間、施設に入所して介護を受けるショートステイなど、必要なサービスを受けることができるよう、支援を推進します。 **継続**

特別支援教育支援員事業**学校教育課**

「基本目標 4（1）確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成」参照 **再掲**
町内小中学校 5 校に特別支援教育支援員を各 1 名配置します。

障害児サークル支援（いちいの会）**健康推進課**

知的障害、情緒障害、肢体不自由などの障がい児を持つ親の会「いちいの会」の活動に対し、子育ての悩みの相談や教育環境、医療、福祉などの情報提供、関係機関との調整、保健師の派遣などの支援協力を行います。また、平成 30 年度より 2 か月に 1 回保健師を派遣し、支援協力の一層の充実を図ります。 **継続**

（3）ひとり親家庭に対する支援の充実**母子家庭等に対する相談****町民福祉課**

児童扶養手当やひとり親医療費助成などの支援制度の手続きや生活困窮世帯の支援制度の相談を行います。 **継続**

ひとり親家庭医療費助成事業**健康推進課**

ひとり親家庭の保険診療にかかる医療費自己負担分について以下のとおり経済的支援を行います。

- ①満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以降最初の 3 月 31 日までの子ども：全額助成
- ②ひとり親家庭の母又は父及び①に当てはまらない満 20 歳に達する日（誕生日の前日）以降最初の 3 月 31 日までの子ども：一部助成 **継続**

6 はばたく子育ての取組（基本目標6）

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

※第1期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）参照

参考資料

■パブリック・コメント

第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（原案）の ご意見募集（パブリックコメント）について

江差町では、平成27年度から令和元年度までとする「第1期江差町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくり」に取り組んできましたが、計画期間が今年度末で終了することから、この度、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年計画である『第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（原案）』を取りまとめましたので、町民の皆様からのご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただくとともに、結果の概要を公表する予定ですが、個別の回答は行いませんので、ご了承下さい。

○募集期間

令和2年1月20日（月曜日）から令和2年2月3日（月曜日）まで〈必着〉

○閲覧及び配布

上記募集期間中に、江差町役場住民ギャラリー（1階）において、『第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（原案）』の閲覧を行います。

また、江差町ホームページでもご覧になれます。

なお、希望者には計画（原案）の配布も行いますので、下記担当までお問合せ下さい。

○提出方法

第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（原案）の内容に対するご意見と住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、令和2年2月3日（月曜日）〈必着〉までに、直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、町民福祉課にご提出下さい。

ご記入いただいた個人情報は、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

（注）意見募集の様式は問いませんが、参考様式がありますので、ご活用下さい。

（注）口頭又は電話でのご意見は、受付いたしませんので、ご了承下さい。

○提出先及びお問合せ先

【直接持参の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1

江差町役場 町民福祉課（役場開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで）

【郵送の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1

江差町役場 町民福祉課

【ファックスの場合】

0139-52-5666

【電子メールの場合】

soumu@town.hiyama-esashi.lg.jp（件名に「子ども子育てパブリックコメント」と記載して下さい）

【お問合せ先】

江差町役場 町民福祉課 福祉子育て係（TEL0139-52-6720）

〈この用紙をご送付下さい。〉

『第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（原案）』へのご意見募集
（パブリックコメント）

ご意見記入用紙

氏名	(フリガナ)	電話番号	
住所	〒 -		

※企業・団体の場合は、企業・団体名及び代表者名、企業・団体の所在地をご記入下さい。

※ご意見の内容について、確認させていただく場合がありますので、必ずご記入下さい。

【意見記入欄】

--

※ページ数を入れるなどをして、項目や箇所が分かるようにご記入下さい。

※複数のご意見がある場合は、箇条書きにしてご記入下さい。

■締切 令和2年2月3日（月曜日）〈必着〉

■送付先

【持参・郵送の場合】〒043-8560 江差町字中歌町193番地1 江差町役場町民福祉課 宛

【ファックス】0139-52-5666

【電子メール】soumu@town.hiyama-esashi.lg.jp

（件名に「子ども子育てパブリックコメント」と記載して下さい）

※この意見記入用紙は、江差町ホームページにも掲載しております。

※いただいたご意見は、原案の参考とさせていただくとともに、結果の概要をまとめて公表する予定ですが、個別の回答は行いませんので、ご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報は、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

参考資料 3

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

改正の背景

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月1日施行）に伴う改正を行う（第1弾）。
- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正（令和2年4月1日施行）を行う（第2弾）。

改正の内容

- （1）「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3（二）関係）
 - ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）
- （2）児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2（一）、四5（一）、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
 - ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5（二）関係）
- （3）その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一6関係）
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二2（一）、（二）（1）関係）
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二2（二）（1）関係）
 - ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三2（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四5（四）関係）に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四5（四）関係）
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六3関係）
- （4）幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
 - ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二5（新設）等関係）
 - ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四4（新設）等関係）

1

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正（文言の整理）等を行う。

施行期日

- （第1弾）令和元年（2019年）10月1日（（4）の幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正）
（第2弾）令和2年（2020年）4月1日（（1）～（3）の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正）

2